

令和2年 第2回

教育委員会定例会会議録

とき 令和2年3月24日

品川区教育委員会

令和2年第2回教育委員会定例会

日 時 令和2年3月24日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時51分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学校施設担当課長 若生 純一
学 務 課 長 篠田 英夫
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 丸谷 大輔
統括指導主事 唐澤 好彦

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 中嶋 康二

傍 聴 人 数 5名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第19号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第20号議案 学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第21号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第22号議案 学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第23号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第24号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第25号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第26号議案 学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第27号議案 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 第28号議案 学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 第29号議案 品川区教職員住宅の設置および管理に関する規則の一部を改正する規則
- 第30号議案 教育委員会事務局職員の人事異動および会計年度任用職員の任用について
- 第31号議案 固有教員の任免等について（産育代替・任用）
- 第32号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）
- 第33号議案 幼稚園教育職員の任免等について（病休代替・任用）
- 陳情審査 子どもたちの健やかな成長を願う陳情について
- 報告事項1 未来を切り拓く力をもつ児童・生徒
- 報告事項2 子ども読書の日フェアについて

令和2年第2回教育委員会定例会

令和2年3月24日

【教育長】 ただいまから令和2年第2回教育委員会定例会を開会いたします。本日の署名委員には富尾委員、塚田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

また、新型コロナウイルス予防対応のために前回に引き続きまして、理事者も私どもも必要に応じてマスクを着用させていただくとともに、一定時間を置きまして窓を開けて換気をしながら進行したいと考えておりますのでご了承いただければと思います。

まず本日の会議の持ち方についてですが、日程第1、第30号議案、教育委員会事務局職員の人事異動および会計年度任用職員の任用について、第31号議案、固有教員の任免等について（産育代替・任用）、第32号議案、幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）、第33号議案、幼稚園教育職員の任免等について（病休代替・任用）、これらの会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。これらの件は人事に関する案件となりますので品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思いますですがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件につきましては全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは本日の議題に入ります。日程第1第19号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、第20号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、第21号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、第22号議案、学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、第23号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、第24号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、第25号議案、幼稚園教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則、第26号議案、学校教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則、これらの議案につきましては関連性のあるものとして一括して事務局から説明をお願いいたします。指導課長。

【指導課長】 それでは私のほうから第19号議案から第26号議案まで一括して説明をさせていただきます。

ではまず初めに第19号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、第20号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、この2つを合わせて説明させていただきます。本日のお手元の資料、説明資料としては1ページから3ページまで。また改正案を5ページ以降に示しているところがございます。ただいま申し上げました第19号議案、第20号議案につきましては、説明については1ページの1でございます。この両議案の改正案は5ページからになってございます。こちらにつきましては昨年11月末に幼稚園教育職員と学校教育職員、いわゆる区固有教員の勤勉手当の支給月数についての人事委員会勧告に基づき12月期支給分において引き上げ分

の全てが反映されるよう12月期支給分を0.15月分引き上げる改正を行ったところでございます。

このたび、勤勉手当の支給月数を令和2年度以降におきましては、6月期と12月期支給における引き上げ分が均等となるようにならず改正を行うというものでございます。よって今回の改正におきましては、年間トータルで支給される支給月数について変更はございません。

施行日につきましては令和2年4月1日になってございます。以上が第19号議案、第20号議案の説明でございます。

では続きまして第21号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、第22号議案、学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。説明資料は2ページでございます。改正案につきましては13ページ以降でございます。

2ページでございます、2、期末手当に関する規則の一部の改正についてでございます。本改正の概要でございますが、このたび会計年度任用職員制度が設けられたことから、正規職員から引き続いて会計年度任用職員に任用された職員につきましては、正規職員としての期末手当の支給を対象外とするという改正を行うものでございます。また、今般、平成21年12月支給分からの期末手当から在職期間ではなく欠勤等日数に応じた支給割合とする制度改正が行われていたところでございます。それにつきましては無給の妊産婦休養職免につきましては欠勤等日数として換算しない扱いとされているところがございます。今回確認したところ、規定上欠勤等日数の対象となる無給職免から除かれていなかったことから合わせて規定整備を行うというものでございます。

施行日につきましては令和2年4月1日となります。以上が2の説明でございます。

続きまして第23号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、第24号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。説明資料は3ページの3でございます。改正案につきましては、21ページ以降になってございます。

本改正の概要でございますが、会計年度任用職員であった者が引き続き正規職員となった場合や、正規職員または会計年度任用職員が引き続き臨時的任用職員となった場合の年次有給休暇の繰り越しに関する規定整備を行うものでございます。また、夏季休暇の取得可能期間につきましては通常7月1日から9月30日の間とされているところでございますが、こちらにつきましては令和2年度に限りましては6月1日から10月31日まで拡大する旨の規定をしてございます。

施行日については令和2年4月1日でございます。

続きまして第25号議案、幼稚園教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則、第26号議案、学校教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則、こちらについて説明させていただきます。説明資料の3ページ4でございます。改正案は33ページ以降になります。

こちらにつきましては、本改正の概要でございますが、労働基準法の一部が令和2年4月1日から改正されることとなり、賃金請求権の消滅の時効が3年から5年に延長されることに合わせまして、賃金台帳等の記録の保存期間も5年に延長されることから職員別給与

簿の保存期間を5年間と改めるものでございます。なお、経過措置として当分の間は3年間とすることも規定するものでございます。

施行日については令和2年4月1日となるものでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。委員の方から質疑があればお願いいたします。

全体ですとなかなか絞り込みがしにくい部分があり、また最後の議決はそれぞれの議題ごとにとるということがありますので、具体的に議案ごとに質問をお受けしてまいりたいと考えておりますが、委員の方それでよろしいでしょうか。

それでは第19号議案、幼稚園教育職員勤勉手当の部分です。昨年の改定に伴って来年度はこれをならして実施をするという趣旨の説明がございましたが、これに対するご質問は何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは第19号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について原案どおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして本件は原案どおり可決することと決定いたします。

第20号議案はそれが今度は固有教員の部分に充当するということでございます。学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についての質疑はございませんか。

それでは本件につきましても原案どおりに採決することにご異議はありますか？

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 本件も原案通り可決することにいたします。

次は第21号議案になります。ここからは会計年度職員にかかわっての規則改正に伴う内容が4議案続くという形になるかと思えます。第21号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について質疑があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは第21号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について原案どおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では本件も原案通り可決することと決定いたします。

第22号議案、学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について質疑があればお願いします。これも基本的な考え方は幼稚園と同じということでございます。

特にご意見がないようであれば、学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について原案どおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は第23号議案になります。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。質疑があればお願いしたいと思います。こちらでも会計年度職員の実施ということから新たに改正されるものということでございます。

ご意見がないようであれば、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について原案どおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして本件も原案どおり可決することと決定いたします。

第24号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての質疑があればお願いいたします。こちらもよろしいでしょうか。

それでは学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について原案どおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 本件も原案どおり可決することと決定いたします。

次は第25号議案です。幼稚園教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について質疑があればお願いいたします。

職務代理者どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 25議案の第4条のところでございます。このところに当分の間5年間を3年間とすると。この当分というのをどのぐらいの期間とみなして、当分ですから書いてないんですけど。ただ、これは施行規則の内容ですから、どのぐらいと考えていいのかなというふうに疑問じゃなくて、基本的な考え方を教えていただければありがたいと思います。

【教育長】 当分の間とあるのは何か明確な情報があれば事務局のほうからお願いしたいと思います。指導課長。

【指導課長】 ご指摘いただいたところでございますが、結論から言いますと明確ないわゆる根拠といえますか期間は示されているものが当たって見たところございませんでした。ただ、これまで3年としたものを5年に引き延ばすというところがありますので、当然運用上のところがありますので、私どもこれはあくまでも調べる中での考え方でございますが、いわゆる2年間、当然、いきなり2年延びるわけですから、そういった部分の期間は必要であろうと思われるんですが、ほか規則等の決めているところを見ますと当分の間がそのまま当分続いているということもございますので、必ずしも3年から5年に延びたその2年間だけを考えているということでもなさそうだというのも私ども調べる中ではわかってございますが。ですので、これがどこまで有効かというのは法令上当分の間というのはちょっと解釈のところまで踏み込んだようなものがあつたところはありませんでしたので、現状は当分の間3年間とするというところていくというふうに理解してございます。

【菅谷教育長職務代理者】 わかりました。

【教育長】 経過措置が経過措置として当分の間は3年間という表記もございますので、様子を見ながらというところもあるのかもしれませんが。いずれにしても労基法が一部改正されたことに伴って動いているものですから、またそういったような通知、通達によってある程度はつきりしてくる部分はあるかもしれません。

ほかにはご質問はいかがでしょうか。保存、それに伴う給与簿の保存期間の年数の切り替えという形でございます。

幼稚園、教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則につきまして、原案どおり採決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして本件も原案どおり可決することと決定いたします。

26号議案はその学校版という形になるかと思えます。学校教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則につきまして質疑あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について採決いたしたいと思えます。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして本件も原案どおり可決することと決定いたしました。

次は第27号議案、28号議案、29号議案とやはり関連する3つの議案を一括して説明していただきます。採決につきましてはそれぞれの議案ごとに行ってまいりたいと思えます。

第27号議案は幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則、第28号議案は学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則、第29号議案は品川区教職員住宅の設置および管理に関する規則の一部を改正する規則、この3つの説明を一括してお願いいたします。指導課長。

【指導課長】 それでは第27号議案から第29号議案まで一括して説明させていただきます。説明資料につきましては、さきほどあります説明資料3ページのまずは5番でございます。

こちらが第27号議案、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則、第28号議案、学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則でございます。改正案につきましては41ページからでございます。これは現在新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましてさまざまな取り組みが行われているところでございますが、この取り組みの中で総務省から新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取り扱いについてが通知されたことに伴い、特別区人事委員会規則が改正され、区長部局職員につきましては新型コロナウイルスにり患の疑いがあり、任命権者が当該職員を職務につけることが適当ではないと判断した場合、事故欠勤として取り扱うことが可能となり、合わせて給与減額免除の対象とすることができるようになったところでございます。教育職員につきましても本教育委員会規則を改正することにより、この区長部局の職員と同様の取り扱いをすることが可能になったところから改正するものでございます。

施行日につきましては公布の日というふうに定めまして、区長部局と同様令和2年3月2日からの遡及適用できることとしてございます。こちらが5番の説明でございます。

続いて、最後に第29号議案、品川区教職員住宅の設置および管理に関する規則の一部を改正する規則でございます。資料3ページの6でございます。こちらにつきましては改正案49ページからでございます。

本改正の概要につきましては民法の一部改正が令和2年4月1日から行われることにより、賃貸借契約の連帯保証人に関しましては、その保証すべき極度額の設定が必要となったところでございます。ただ、教職員住宅規則につきましても保証人に関する規定がある

ため規定の整備を今回検討していたところ、総務部人事課で所管する区職員の職員住宅、いわゆる災害対策職員待機寮につきましては現に保証人に関する規定を削除し、保証人を立てることが不要となっていることが判明したところでございます。そのため、入寮する者は全て区立学校に勤める教職員であること、入寮に際しましては住宅運営委員会という会議体において審査されることなどから保証人制度は不要と考え、今回、教職員住宅につきましても保証人に関する規定を削除することとするというものでございます。

こちらにつきましては施行期日につきましては令和2年4月1日となるものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。27、28は特に関連が強い部分かなというふうに考えますが、これらにつきまして2つ合わせる形で質疑があればお願いしたいと思います。採決は1つ1つにやっていきたいと思います。いかがでしょうか。

富尾委員どうぞ。

【富尾委員】 出勤することが著しく困難であると認められた場合にとということが書いてありますけれども、その困難であると認める人は誰になるのでしょうか。学校の当該の、幼稚園なり、学校なりの校長先生、園長先生になるのでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ご指摘のとおり、幼稚園におきましては園長、学校におきましては校長が判断するというものでございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにどうでしょうか。これがきちんと整備されないに対応としてもなかなか厳しい状況が発生すると考えられます。

それでは第27号議案、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則につきまして、原案どおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することといたします。

第28号議案、学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について原案どおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 こちらも異議なしと認めまして原案どおり可決することに決定いたします。

第29号議案、品川区教職員住宅の設置および管理に関する規則の一部を改正する規則につきましての質疑があればお願いいたします。都の人事課が所管する規則に倣って教職員住宅規則につきましても保証人に関する規定を削除するという部分でございますが、特に質疑ございませんでしょうか。

それでは第29号議案、品川区教職員住宅の設置および管理に関する規則の一部を改正する規則につきまして、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして本件も原案どおり可決することと決定いたします。

次は日程第2、陳情審査です。子どもたちの健やかな成長を願う陳情について。本件は初めての審査でありますので、書記より朗読をお願いいたします。書記。

【書記】 私のほうから陳情書を読み上げさせていただきます。

子どもたちの健やかな成長を願う陳情書。子どものしあわせと平和な未来を願うおめでとうピラ実行委員会。陳情代表、武田よね子。

子どもたちの健やかな成長のための平素のご尽力に敬意を表します。

私たちは品川の学校が子どもたち一人一人を大切に、生き生きと安心して学べる場所になることを心から願っています。会としては28年間活動をしています。以下5点11項目について、教育委員会として来年度の教育において重視していただきたく陳情します。

陳情趣旨。第1に憲法・子どもの権利条約の精神にたって子どもの命と人権を大切にすることを求めます。子どもの権利条約も発効されて30年になります。最近「学校スタンダード」について子どもたちの権利への影響が心配されており、見直しが指摘されています。また、6人に1人が貧困状況に置かれているといわれています。区内でも子ども食堂が20カ所（さらに増えていると思います）で活動しています。就学援助を受けている児童は小学校では受給率16.9%、中学校では27.2%（2018年度）の状況です。学校給食費未納世帯や朝食抜きの登校など子どもたちの育ちも心配されています。一人一人の命と安全、人権を何よりも大切に、多様性を認め、安心して学び成長できる環境づくりが大事です。

第2に、脱原発、再生エネルギーが主流となる社会へ、福島原発事故による放射能汚染から子どもを守る取り組みを求めます。私たちは原発依存型の社会から再生エネルギーが主流となる社会を願っています。品川地域で自主的に「福島保養プロジェクト」を立ち上げ活動が行われており、37家族173人（2020年1月現在）の方々が避難されています。品川区は富岡町や宮古市とも災害協定を結んでいますので、子どもたちの安全性確保のために積極的に保養所の活用を含め検討ください。

第3に子どもを守り育てる地域のネットワークづくり、学校環境整備、30人以下学級の実現を求めます。来年度から見直しされた学校選択制によって行われます。学校選択制は地域と学校の結びつきを弱めます。私たちは子どもとして守り育てていくというネットワークのためにもさらなる見直しを求めます。小中一貫校が義務教育学校となりましたが、これまでの小学校、中学校が混在しており、複線化が心配されています。一部の義務教育学校では運動場が狭く、子どもたちの体力作りなど課題があります。また、最近人口増に伴い子どもの人数も増加傾向にあります。学校増設も含め教育環境の整備をしてください。

第4に日本国憲法を守り主権者教育の推進を求めます。2020年度には中学校の教科書の採択があります。教職員はもとより区民に広く内容を理解していただくことが大切です。子どもたちに日本国憲法のもとで主権者としての自覚を身につけることが私たち大人の責任と言えます。

第5に開かれた教育委員会にするための改善を一段と求めます。教育委員会の自主性を大切に、区民の声をしっかり受けとめ、開かれた会議を求めます。

陳情項目1、就学援助制度の卒業アルバム代を増額してください。2、制服の無償化をしてください。3、学校給食の無償化をしてください。4、「学校スタンダード」を見直し子どもの権利条約に基づいた教育をしてください。5、福島原発事故による子どもたちや家族の支援のために、品川荘や区が契約している施設など無料で活用できるようにしてください。6、学校選択制を廃止し、旧学区域制に完全に戻してください（2000年当時）。7、小中一貫校、とりわけ伊藤学園、豊葉の杜学園の運動場を計画的に拡充、整備してく

ださい。8、人口増に伴い子どもたちの学校環境が厳しい状況にあります。学校の増設を検討してください。9、一人一人に丁寧な教育のためには教員の増員、30人以下学級の全学年での実施のために教育委員会としても国や都に働きかけてください。10、憲法に基づいての主権者教育の推進。入学式、卒業式での「日の丸」「君が代」の強制はしないでください。11、教育委員会開催におけるマイク等の使用し、傍聴者に十分聞こえるようにしてください。12、教育委員会開催時の議題、資料等を傍聴者にも配布、提供をしてください。13、中学校の教科書採択にあたり、十分に現場の教職員の声を反映できる体制をとってください。区民も教科書が見られるように展示会場を2カ所ではなく5カ所(区役所を含め)設置してください。以上。

【教育長】 説明が終わりました。それではこの陳情につきまして事務局より説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは項目の順番に従いましてご説明をいたします。私からまず1番の就学援助制度の卒業アルバム代を増額していただくについてでございます。卒業アルバムにつきましては毎年各学校に対しまして就学援助の支給額をお示しをしまして周知をしているというところでございます。また、本区における卒業アルバム代につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の単価を上回っているという状況がございますので、現状におきまして卒業アルバム費を増額する考えはございません。

続きまして2番、制服の無償化をしていただくについてでございます。標準服につきましては本区では独自に就学援助の義務教育学校標準服費としまして義務教育学校の前期課程にご在籍の家庭に支給をしてございます。なお、中学校及び義務教育学校の後期課程につきましては本区は独自に就学援助の費目として標準服費を設けることや標準服を無償化するという考え方は現状においては持ち合わせているものではありません。

3番の学校給食の無償化をしていただくについてでございます。給食費の無償化につきましては学校給食法の第11条に基づきまして、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食運営に要する経費のうち修繕費、人件費等につきましては義務教育諸学校の設置者であります区が負担しているものでございます。それ以外の経費である食材費につきましては法に則りまして保護者にご負担をいただいているという状況がございまして、この対応を変更する予定はございません。

私からは以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 4番、学校スタンダードを見直し、子どもの権利条約に基づいた教育をしてくださいとの陳情に関してでございます。学校におけるきまりやルールについては、まだ成長発達途上にある児童、生徒にとりましては集団生活を送る上で欠かせないものであると認識しております。各学校においては学習規律を整え、学習習慣を身につけさせるために、落ち着いた学校生活をそして送らせるために、誰にでもわかりやすいような具体的な内容を定めているところです。なお、子どもの権利条約につきましては基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法とも同じ考えのもとであると認識しておりまして、本区におきましても人権尊重都市品川宣言を制定し、教育委員会も教育目標の第1に人権教育の推進を掲げているところでございます。各校においても

全ての教育活動の基盤として取り組んでおりますので、子どもの権利条約に基づいた教育を推進しているものと考えているところでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 私は5番目の福島原発による子どもたちや家族の支援のために品川荘や区が契約している施設など無料で活用できるようにとのことでございます。区の保養所を所管しております地域活動課のほうへこのようなご意見があったということを伝えていきたいと考えているところでございます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 6番の学校選択制を廃止し、旧学区制に完全に戻していただきについてでございます。学校選択制につきましては、学識経験者、町会自治会長、PTA代表、学校関係者及び校長で構成された品川区学事制度審議会が設置がされまして、その中で学事制度全般の見直しの中で学校選択制の内容について検討がされ、その中で継続という形での承認をいただいたものでございます。また、その答申を踏まえた形で学校選択制を見直しまして、令和2年度入学者から、その制度の一部変更を行ってきているものでございます。従いまして現状におきまして学校選択制を廃止する考えはございません。

以上でございます。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 私からは7番目、小中学校とりわけ伊藤学園、豊葉の杜学園の運動場を計画的に拡充、整備していただきについてです。お答えいたします。学校に隣接している土地におきまして有効活用が認められるような場合につきましては現在も拡充に努めているところでございます。

続きまして人口増に伴い子どもたちの学習環境が厳しい状況にあります。学校の増設を検討していただきについてお答えいたします。昨今の就学人口の急激な変化に合わせまして、校舎の老朽度を基本に計画的に改築等の検討を行っております。子どもたちの学習環境の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 9番の一人一人に丁寧な教育のためには、教員の増員、30人以下学級の全学年での実施のために、教育委員会としても国や都に働きかけていただきについてでございます。学級編成につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、及び東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編成基準に基づき実施をしてございます。従いまして、本区が独自に30人学級を求めていく考えはございません。

以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 続きまして10番、憲法に基づいての主権者教育の推進。入学式、卒業式での日の丸、君が代の強制はしないでくださいとの陳情についてです。主権者に関する教育については学習指導要領においても現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容として示されております。本区におきましても社会科、市民科等の学習の中で教科等横断的に進めてまいります。国旗、国歌につきましては学習指導要領において入

学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする示されております。内心まで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題として進めていくことが重要であると考えております。

以上です。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 11番の教育委員会開催時におけるマイクの使用及び12番の傍聴者への資料配布についてです。

まず教育委員会が開催される場合のマイク使用ということですが、この部屋では音響設備がないということでこれを設置するにはかなり大規模な工事を伴うということが必要ですので音響機器の設置は難しいと考えております。その後、集音マイクなどの方法によってできないかというようなことも検討いたしましたけれども、全ての音を拾えない可能性があるということが判明いたしました。またワイヤレスマイクを使う方法につきましてもハウリングを起こすというようなこともありましたので、この部屋の大きさでいえば発言者がしっかりときちんときちんと明瞭な発言をするということで一定程度聞こえるんではないかというふうなところで今考えているところでございます。

それから2番目の傍聴者への資料につきましてですが、教育委員会で審議を経て議会に募る案件については意思決定過程だということもあり、そのようなものは資料として公開するのは難しいと思っております。現在は当日の議題についてホームページに掲載するとともに傍聴者に配布しているところです。それ以外の資料の取り扱いについてはどのようなものが出せるのかということは現在のところ検討しているところでございます。

私からは以上です。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 最後に13番、中学校の教科書採択にあたり十分に現場の教職員の声を反映できる体制をとってください。区民も教科書が見られるように展示会場を2カ所ではなく5カ所設置してくださいとの陳情に対してです。教科書採択についてはこれまでと同様に各教科の教科書調査研究会において、区立学校教職員を会員とすることや展示会でのアンケートを実施することなどにより現場の声を反映させてまいります。また、教職員はもとより保護者等広く区民に教科書を公開することができるように特別展示会及び法定展示会を実施してまいります。会場につきましては見本本の冊数、展示会場、対応する職員等に照らし2カ所と判断しているところとなっております。

以上です。

【教育長】 事務局からの説明が終わりました。委員の方からの質疑があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 学校スタンダードについてちょっとわからない部分があるので教えていただきたいんですけども。学校スタンダードというのは各学校でさまざま決めていらっしゃると思うのですが、子どもの権利条約に基づかないようなスタンダードを掲げている学校があるのでしょうか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 学校スタンダードといういわゆる呼ばれている、各校で定めるきまりであったり、ルールでございますが、学校生活上やはりスムーズに円滑な学校生活を送るために必要であろうと思われることを定め、必要に応じてこれは毎年見直し等はしている内容でございます。決して子どもの人権を損なうような内容はないものと判断しております。

【教育長】 よろしいですか。私も学校経験者ですけれども、学校スタンダードという言い方はあまり聞かないですね。規則、きまり、ルール、約束、こういったような呼び方をしているのが多いかなというふうに思いますが。先ほどセンター長が言われていた発達段階に応じてやはりある程度のきまりやルールを守っていき、子どもたちの成長を促すということは非常に重要なことだなと考えますね。

ほかにいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

【海沼委員】 はい、じゃあいいですか。

【教育長】 海沼委員どうぞ。

【海沼委員】 6番の学校選択制を廃止し旧学区に完全に戻してくださいってありますけれども、随分このところ元に戻るといいますか、私も町会をやっておりますのでやっぱり町会の子どもたちを見ておりますと、いろんな学校に行く場合もありますけれども今かなり元の学区に戻ってきてるなというのが実感です。いいほうに向かっているということなんですけど……。

【教育長】 所在地の学校に進学するような子供たちが増えてきている状況があるのかなというイメージがあるということですね。

【海沼委員】 義務教育学校の場合は仕方ないですね。ですけれども、地元の学校には戻ってきているというところが結構見られております。

【教育長】 なるほど。事務局のほうから何かありますか。

学務課長。

【学務課長】 今回の学校選択制の見直しにおきましては、これは学事制度審議会の中でもご議論いただいたんですけれども、やはり地域との結びつきに関しては非常に町会の代表の方にもいらしていただいているということもあって、そういった点も重視した形で見直しをしたところがございます。具体的には小学校の選択におきましてはこれまでブロック制だったものが近隣校に限るような形での変更も行われているということもございますので。今のところ、経過措置期間中ではあるんですけれども、実際に選択される方からすればそういったことで先を見据えた形で近隣校に限定して選んでこられる方が多いのかなというふうに感じているところでございます。

【教育長】 これは学校選択に限らず現代は選択をできる可能性というものが非常に広がってきている状況が一般的にもあるだろうと思うんですね。選択のない買い物なんていうのは基本的にはないわけです。アンケート調査等でも7割近い保護者の方がこの学校選択というものを評価しているという結果が出てきている状況から考えてみても、こういう選択の幅を生かしつつ地域とともにある学校づくりを進めるというのは重要なことだと私は考えます。

ほかに委員のはいかがでしょう。品川の教育にかかわる重要な部分かと思っておりますので、お一人1回はご意見をちょうだいできればなというふうに思いますがいかがでしょう。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしいですか。

【教育長】 職務代理者どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 陳情の方の要旨のところは1カ所このように書いております。一人一人の命と安全、人権を何よりも大切に、多様性を認め、安心して学び、成長できる環境づくりが大事です。そのとおりだと思います。ですから私どもは学校選択制やっております。学校選択制というと20数%、30%弱の方が違う学校を選択されてるわけ。そうじゃない方は自分の地元の学校へ行っている。これも大きな選択だと思います。いわゆる見えてこないけど、積極的な選択だとも言える。だからこそ多様性のある教育施策をせざるを得ない、していかなきゃならないというところに私は今日の課題に対応してのではないかなと。選択制にかかわることを私はずっとやってまいりました。実践してきました。その中で大きな課題を解決するために学校を選んでも。嫌な思いで中学校に行かない、嫌な思いで学校に行かない、そういう子どもをつくらない、そのために選択する幅を広げた。まさにそこには意義があるんじゃないでしょうか。

ですが、地域の方から学校まで遠すぎて違う学校へ行くんだ、そういうお声も聞きました。だから制度の改革をしようということで、お時間をかけて、多くの区民の方に参加していただいて、できたのが今度の改定された制度ではないかなと思います。今度の4月から実施されます。まさにそこは私は見てみたいなと思いました。やはり今学校が選ばれてる。すばらしい学校だ、大きな学校だ、そういうものではなくて学校の中身がいいということで選ばれてるわけですから、やっぱり学校選択制の意味が私は上がってきたんじゃないかなと、以上のように思っております。

以上でございます。

【教育長】 区内の小学校、中学校、そして義務教育学校の前身の小中一貫校でも教鞭をとられたという経験に基づくお話だったかと思います。塚田委員はどうでしょう。何か質問ございますか。どうぞ。

【塚田委員】 8番ですね、人口増に伴い学校の増設を検討してくださいというのはあるんですが、これは当然教育委員会でもね、本当に収容しきれなければ増設と考えるのは当然だと思うので、これはむしろ当然の話だと思うんですね。ただ、今そういう増設しなくちゃいけないという緊急の問題はちょっと考えられない状態ですということだと思うんですね。必要があれば増設も考えるということだと思います。

【教育長】 先ほど事務局のほうからも計画的に学校改築を進めているという説明がありましたけれども、これは学校改築の中である程度キャパを大きくしていける部分もあるという計画性を見てるんだらうと思います。学校1つ増設するというのは、非常に住宅密集型の品川区ではなかなか難しい課題かなというふうに私は考えます。

どうでしょう？ お一人ずつ1回はご意見をちょうだいしましたが、ほかにも恐らくお考えになってるところはたくさんあるんじゃないかなと思いますが、これだけは是非というところがあればまたお伺いしたいと思います。特によろしいですか。

私からは1つありまして、9番の「教員の増員を教育委員会としても国や都に働きかけてください。」についてですが、これは陳情された方はご存じかどうかかわからないんですけども、全国の都市教育長会議の中で私どもは毎年国にこの教員の増減を働きかけて、よりよい学校の職員体制をつくるようにという要望は出し続けてきているところであります。

それでは質疑のほうは以上ということによろしいでしょうか。

ではこれまでの質疑またご意見を踏まえる形で本陳情のまず取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。取り扱いは継続にして、審議を継続にするのか、あるいは今日結論を出すのか。まずどちらかのご発言をお願いいたします。そして継続であれば継続するわけなんですけれども、結論を出すのであればこの陳情を採択するのか不採択するのか等の結果につきましてもご発言いただきたいと思います。最初に継続するか本日結論を出すのかをご発言いただいた後に、採択、不採択の結論につきましてもご発言いただきたいと思います。

それでは職務代理から順番にご発言をお願いしたいと思います。菅谷教育長職務代理者、お願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 本日結論を出したいと思います。内容は不採択でございます。何かと申し上げますと私ども教育委員会として法に基づき、憲法に基づき、教育を実施しております。中でも憲法の26条教育に対する考え方、非常に大事だと思います。特に障害のあるお子さんに対する教育政策、私たち十分にやってきていると思います。まだまだやらなきゃいけないことはいっぱいあると思いますが、ほかの福祉に先駆けて一生懸命努力しているということでございます。そういう意味から陳情の内容は当たらないと私は思いますので不採択としたいと思います。以上です。

【教育長】 それでは富尾委員。

【富尾委員】 私も本日結論を出すということと、不採択でお願いします。

【教育長】 特にご意見があれば。

【富尾委員】 いえ、特にはありません。

【教育長】 それでは海沼委員。

【海沼委員】 同じく結論を出すということで不採択でお願いいたします。

【教育長】 塚田委員。

【塚田委員】 本日結論を出して採択しないということでお願いします。

【教育長】 不採択ということによろしいですね？

私も本日結論を出す。結論としては不採択でございます。

それでは本陳情につきましては本日結論を出すことで決定いたしました。皆様のご意見は今お伺いいたしましたので本件について採決を行いたいと思います。

子どもたちの健やかな成長を願う陳情についてお諮りいたします。本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして本件は不採択とすることに決定いたします。

次は日程第3、報告事項の1、未来を切り拓く力をもつ児童・生徒。事務局からの説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは私のほうから日程第3、報告事項1、未来を切り拓く力をもつ児童・生徒につきまして説明させていただきます。資料は17でございます。

こちらにつきまして、図の見方から含めてということになりますが、この度4月からでございますが、小学校及び義務教育学校の前期課程におきましては品川区立学校教育要領

が本格実施となるところでございます。またその機会と合わせながら品川区のほうでは長期基本計画の策定があり、10年後の本区が目指す教育というのを今回議論もあつたところでございます。その中でこれまで品川区の教育も品川教育ルネサンスというところで3つの柱ということでこれは下に円盤のような形で示させていただいてございますが、3つの柱ということで取り組み施策を行ってきているところでございます。

またその中で10年後を見据えたときに子どもたちをどのように育てていくか、その教育要領の中では子どもたちを目指す児童、生徒像というのを4点示してございます。それが一番上の黄色い囲みの中にあります4点。知、徳、体をバランスよく兼ね揃えた児童・生徒。困難に負けず生き抜く児童・生徒。地域に愛着をもち、地域の一員として社会に貢献する児童・生徒。伝統と文化を尊重するとともに国際的な視野をもつ児童・生徒。こういった児童、生徒を育てていくにあたりましては、これまでの学習指導要領、また私どもの小中一貫教育要領では生きる力というふうにいわれておりましたが、それを10年後見据えたときには文部科学省からSociety 5.0、新しい学校の姿というのを言われている中では、これを改めて未来を切り開く力というふうにとらえ、この姿4点示したのを持つ児童、生徒を育てていくという意味では、未来を切り開く力を持つ児童、生徒を育てるといところで、これまでの品川教育ルネサンスで進めてきた中で、育てたい児童、生徒像を明らかにする。これを明確にした上で教育活動にあたるというものでこういった図を作成したというところでございます。

そのように作成する中ではやはり品川区立学校教育要領で求められる資質、能力というのがございます。これはちょうど中央に示してございますが、これは学習指導要領と同様でございます。知識及び技能。思考力、判断力、表現力。また学びに向かう力、人間性というもの。私どもこれまで進めてきた教育の内容というのはこれに全て含まれていますが、またもちろんそれらの教科や、あるいは私どもの市民科と関連はございますけれども、そしていろいろな取り組みの中では例えば上に2つ抜きだしてございますが、これがやはり10年後に見据えてやはり進めていく中ではグローバルに活躍する力というのを右側に示してございます。これまでの英語教育、またオリンピック、パラリンピック競技も含めたところでいきますと、グローバルに活躍する力というのも育てていく中では、さらに10年後未来を切り開くという意味では新たな価値を創造する力。ですから私どもが教育要領で大事にする資質、能力の中にはさらにグローバルに活躍する力、新たな価値を創造する力、これも併せて児童、生徒に身につけさせていくことで先ほど申し上げた4つの4点の姿になる。最終的には大人になったとしても、新たな課題にぶつかったとしても未来を切り開きながら、自分の人生を豊かにしていく児童、生徒、大人に育っていただくというふうにとらえたところでございます。

それぞれの力につきましては、例えば新たな価値を創造する力というのは、さまざまな文部科学省のSociety 5.0などをベースにしながらいわゆる基盤的な学力というものは何かというものを事務局でとらえたところで4点。文章や情報を正確に読み解き対話する力。価値を見つけ生み出す感性と力。科学的に思考・吟味し活用する力。好奇心・探求力を持つということを示したところでございます。グローバルに活躍する力につきましてはこれまでも進めてきてるところを改めて確認する中では、英語をツールとして活用する力。伝統文化理解と国際感覚。コミュニケーション能力。多様性を受け入れる寛容性。これら

を身につけさせていくというところを明確に示しながらいきたいというところでございます。

デザインにつきましてはこの後いろいろご意見をいただく中では変更もあろうと思いますが、私どもとしては品川区の教育施策を進める中では、子どもたちに身につけさせたい明確な資質、能力というのを明らかにしたというところでございます。

報告事項としてさせていただいてございますが、今後につきましてはこれら、やはり学校、また教職員の方、またさらには区民、保護者にも知っていただきながら、品川教育ルネサンスをさらに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ご意見ちょうだいできればと思います。よろしくお願いいたします。

【教育長】 説明は終わりましたが、おおよそ開始から1時間たったところです。換気を事務局のほうで少しお願いしてもよろしいですか。ちょっと寒いかもしれませんが、会議のほうは継続して進めてまいりたいというふうに思います。しばらくしたら閉じてください。

事務局からの説明が終わりました。この先、来年度以降、品川教育のこれは育てたい子どもたちの一番基盤にあたる部分になっていくのかなというふうに思います。初めてごらんになられていると思いますので、どうぞご意見等いただければと思いますがいかがでしょうか。

富尾委員どうぞ。

【富尾委員】 説明をいただいてここに書かれてる内容はすごく理想的だなというふうには思うんですけども、ここに文章として載せるまでもなく、いじめですとか体力づくりや生活リズムのこととか、そういったことも決して忘れてるわけじゃないよというような文言も必要じゃないかなというふうに少し思ったんですけども。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ご指摘いただきましたように、それは確かにおっしゃられるとおりであるとは思っています。それにつきましては、例えば私どもやはり品川区教育要領で定めるような資質、能力に加えながら、未来を切り開く力を持つ児童、生徒で、その部分の中では例えば、これは解釈の問題かもしれませんが、困難に負けず生き抜く児童、生徒というのはこの負けずに実は仲間とともにみたいなのは当然そこには入っていくことにはもちろんなるものではございます。実際に下の施策というふうに申し上げましたけれども、三校種体制によって学校教育を推進するというこの学校教育の推進の中には当然そのような取り組みも含まれていくというところでございます。

あくまでもこの図というのは品川教育を進める中でおいては身につけさせたい資質、能力のベースでいうとというらえで示したものでございますので、当然そこにあるのはいじめを許さない態度であるとかというのは当然のことながら、この資質、能力でいうと人間性のところに当然含まれるものであるというふうには認識しておりますけれども。そういった意味ではどういう表現すればいいのかというのはまた宿題としてちょうだいできればというふうに思っているところでございます。

【教育長】 よろしいですか？

【富尾委員】 当然そうだとはい思いますが、ばつと……。

【教育長】 出ていませんよね、具体的にね。

【富尾委員】 より具体的なのかなというふうに思ったものですから。

【教育長】 学校のさまざまな教育活動については一番下にあるルネサンスの中の9年間のカリキュラムでその内容が示されている。それでもいじめ防止に向けたさまざまな取り組みですとか、体力向上の活動というのは学校においていろいろな形があると。そういう視点の中でどういった資質、能力をはぐくむかというところにスポットを当てたのがこの図であるというような読み取りで事務局よろしいですかね。

ほかにはいかがでしょうか。職務代理者どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 大体、何が足りないという論議になっちゃうんですよ。僕がぱっと見たときね、初めて見たからしょうがないかもしれないけど、これからの子どもって力だけじゃないと僕思ってる部分が強いですよ。何ができるとかね、どんな力があるじゃなくて、やっぱり心じゃないかなという部分が僕にはあるんです。そうすると、未来を切り開く力だけじゃなくて、もう少し心が欲しいなという。そうするとね、この下の中に2つの力が入ってるの、そのとおりだと思います。だけどそういうだけじゃこれからの社会生きていけないんじゃないかな。もっとやっぱり人間的によくなってほしいよね。とそのところに書いてあって、学びに向かう力って書いて、ポツ人間性と書いてあるから、人間性というのは何かもうちょっと強く出したいなというね。丸1つでもつくってさ、人間性の発揮でもいいし、育成でもいいしね。何かもうちょっと言葉つけて欲しいな。それだけ。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ご指摘いただいたところはまさにそのところでございます。おっしゃられるとおり、今申し上げていただいたような力というのは私どもでいえばこれらは従来市民科で当然身につけてくるところ。そういう意味では私どもこの市民科というのはカリキュラムに入ってるということでこれ今明示してございませぬが、ご指摘いただいております、この知識及び技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性のその下に実はもう1つ丸をつけて品川区でいえばそこに例えば市民科でいうところの一言で言ってしまうと社会を形成する力になるんでしょうけども、そこにいわゆる今おっしゃっていただいた心という部分は品川だからこそあえてこの4点目。学習指導要領はこの3点でございますけれども、市民科の普及をここに付けて4点でいかがという議論は確かに事務局でしているところもありますので、また検討したいと思っております。

【教育長】 これまでが基礎学力の定着、そして豊かな人間性の育成という大きな2つを掲げて品川教育は推進してまいりました。その豊かな人間性のベースにあるのが市民科という形でありましたが、これからの子どもたちの育成というのはなかなかそういうふうに2つに分化した形での実施は難しいだろうと。やはり一元化した取り組みの中でさまざまな力も蓄えさせ、そして心も培っていくんだという視点でつくられているのかなという感じがいたします。

ほかにも例えば豊かな価値を創造する力の中に、価値を見つけ生み出す感性と力とありますよね。この感性というのは恐らく能力ではないだろうと思っておりますので、その資質や心にかかわる部分だろうと思っております。また、グローバルに活躍する力のほうにも国際感覚ですとか、寛容性という部分が入っていくと。一番上には切り拓く力という力が全面的に出しておりますけれども、こういう形でこれからの子どもたちの資質や能力を総合的にとらえ

ていくという視点は必要な部分であるというふうには考えますね。

ほかにいかがでしょうか。

現在は先ほどお話が出たようなSociety 5.0の世界の中で学校バージョン3としてギガスクール構想も明確に打ち出されてる状況がありますが、そういった部分にも当然対応する力として考えていかななくてはならない。また、SDGsということで持続可能な、またそういった達成目標に対してどう考えるかというグローバルな視野も必要になってくるといことで、現段階としてこういうような捉え方をしているという状況でございますので、また委員の皆様ぜひごらんいただきまして何かアドバイスがあれば指導課長直接、庶務課を通してでも構いませんのでいただければというふうに思いますが。これにつきましてはよろしいでしょうか。

【塚田委員】 ちょっといいですか。

【教育長】 どうぞ、どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 別に文句つけるわけじゃなくて。

【教育長】 どうぞ。

【塚田委員】 この未来を切り開く力を持つ児童、生徒って4項目ありますけれども。これ具体的にどんな子なのかなというのがちょっと想像がつかないんですよ。

【教育長】 求めたい具体像ですね。

【塚田委員】 どういう子がこれに該当するのかなって。

【教育長】 事務局どうですか。指導課長。

【指導課長】 結局端的に申し上げますと、これからはもう予測のつかない社会になっていくという中でいうと、周りがどんなに変化しても例えばぶれずに自分の信念を持って、先ほどありましたように人を大切にする、いじめを絶対は許さないという信念を持って当然、それは大人になっても生きていくような児童、生徒、そういった人間といえば人間ということだと思いますし。新たな課題というのは社会が変わる中ではやはり自分の感性をぶれずに持ちつつも、新しいものを取り入れる柔軟性も必要でございます。ただその中でもやはり自分で、自分の力で価値を見出して進めていかなければいけない。混沌とした時代の中でも自分の夢や希望に向かってしっかりと歩いて行ってほしいと。すごくイメージ的にはなってしまうかもしれませんが、そういった大人を育てるために子ども達にはいろんな経験をさせるであるとか、ということが教育活動上絶対必要であると。そういう意味では場合によっては困難を与えるというのはいわゆる学習課題という言い方しますが、それを与えるところで克服する、そういったところをとおしながら自分の夢や希望を実現する力もつけさせていくということですので。ですから、いわゆる周りに流されていくという生き方ももちろん否定するものではございませんけれども、新たに自分で切り開いてほしいというふうには思っているところです。

また、品川区の特徴であればやはり地域に愛着持つということですから、やがてこれは品川から飛び出して東京、日本、また世界、グローバルに活躍する中でもやはり最後は地域に戻ってきてほしい。品川に戻ってきてというところもあると。まさに愛着を持つというのはそういうところ。ですので、やはり卒業生がCSにかかわって、運営に携わるなんていうのもイメージしているところ。実際にもうそれが具現化されているところが一部ありますので、そういったところ。これまでも育ててる中でいえば子どもたちの姿でさまざま

まな教育活動で見られてる姿をちょっと集約したところがございますので。あくまでもちょっとイメージにはなってしまいますけど、そういった子どもの姿ということで。

【塚田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【教育長】 大丈夫ですか。例えば12月にありました青少年健全育成委員会が主体とする中学生の主張大会。あそこでごらんになっていただけると思いますが、あれは9年生の1つの出口に近い段階での姿です。自らのスピーチ、多分原稿用紙5、6枚はあるんでしょうかね、一切原稿も見ないで自分の考えをしっかりと伝えきる、ああいった形も1つでありましょうし、毎年2月に行っております児童、生徒会の懇談会。全校の生徒会、児童会の役員が一堂に会して、そこでいじめ撲滅に向けた取り組みをお互いに発表しあう、そういったところでの子どもたちの表現力も1つの成果になってくるのかな。もちろん多方面、ほかにもたくさんあるんですけどね。

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは未来を切り拓く力をもつ児童、生徒につきまして本件は了承いたします。

次は日程第3報告事項の2、子ども読書の日フェアについての説明をお願いいたします。品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは私からは子ども読書の日フェアについてご案内申し上げます。資料の18をごらんください。品川区立図書館では例年、子どもの読書活動の推進に関する法律に定められた子ども読書の日になんだ事業を開催しております。令和2年度については春の子ども読書の日フェア、秋の子ども読書の日フェアを実施します。

それぞれにつきましては下段に表示してあるとおりで春の子ども読書の日フェアにつきましては4月10日から5月13日の間にブックフェア、子どもの本のリサイクル市、子ども向け映画会、各館でのお話会や工作等を予定しております。秋の子ども読書の日フェアについては10月1日から10月31日までにブックフェアと子ども読書の日フェアイベントとして人形劇やお話会等を予定してございます。

なお4月1日号広報で春の子ども読書の日フェアについて案内を差し上げておりますが、今般のコロナウィルスの関係で実施予定について変更の可能性がある旨の表記をさせていただいて広報しているところでございます。

ご案内は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

私からいいですか。図書館長、これは具体的には例えば4月の19日とか25日の春の子ども読書の日フェアのイベントは実施予定になっていきますか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 両イベントとも実施予定であります。状況により中止ということも考えられると思いますので、その場合は図書館ホームページ等でご案内差し上げる予定でございます。

【教育長】 わかりました。なかなかイベントの開催というのも見通しが難しい状況でございます。

それでは子ども読書の日フェアについてよろしいでしょうか？ 本件も了承いたします。

そのほか何かございますでしょうか。庶務課長。

【庶務課長】 それでは新型コロナウイルス感染症の対応についてご報告させていただきます。

きたいと思います。

前回学校等の対応についてご報告させていただいたところです。現在は学校休校にしておりましたが16日から一部校庭開放等を行っているということで報告をさせていただいているところでございます。今回、先週に政府からも一定程度の見解が出てきました。それを受けて今週は東京都からも対応策が出てくるということもありまして、最終的には4月以降どういうふうにしていこうかということは今週末ぐらいを目安にこちらとしても方向性を固めていきたいというふうに思っておりますが、今現在のところの方向性というところでご報告します。

まず新学期の再開についてですけれども、これ区立の学校、幼稚園とも4月の6日の再開を目指したいというふうに今のところ考えています。再開にあたっては換気、消毒、密集しての行動などないように感染症対策をとりながら実施していきたいと考えております。

それから入学式、始業式ですけれども、入学式については卒業式と同様に時間短縮、それから来賓等の参列者を制限するというようなことで縮小実施でやっていくしかないのかなというところで考えております。始業式についても全員が体育館、グラウンドに集まるという方針はとれるかどうか微妙なところもありまして、場合によっては教室で放送による実施というようなことも、そんなことも考えていかなきゃいけないかなというふうに考えております。

それから給食については、学校が再開するというので給食は座席を離すなどの工夫をしながら給食の提供はしていきたいとは考えております。

それから1学期、特に4月の学校行事の取り扱いですけれども、まずは校外学習等があると思います。これについては、公共交通機関を利用した学習みたいなものは実施しないという方向でいきたいと思っております。それから5月になりますと運動会ですとか、移動教室とか始まってくると思います。それについては検討中でございます。

公開授業等、不特定多数の方が参加する授業は4月中は実施しないというような方向で今考えております。それから学校施設の一般開放ですけれども、校庭開放は入学式終わった後、どこかのタイミングでこれは開放、屋外ということもあるので開放していきたいなというふうに思っています。ただ保健所のほうとも確認をしておりますが、プールとか体育館というところはまだリスクが多少あるだろうというようなことで、ここについてはまずしっかり学校の運営をしっかりやっていきたいというところで不特定多数の人が入る体育館、プールについてはもうしばらく開放はしない方向です。開放は校庭のみという取り扱い。それから今図書館のほうの報告もございましたけれども、今図書館では予約したものの貸し出しを中心というか、そういうある程度絞った利用制限をしております。それについて図書館をどのタイミングでもう少し緩和できるのかということも併せて検討をしているというところでございます。

報告は以上でございます。

【教育長】 報告が終わりました。質疑があればお願いいたします。

どうぞ海沼委員。

【海沼委員】 アルコール消毒なんかはどういうふうになってるのでしょうか。

【教育長】 アルコール消毒、学校でのということによろしいですか。

【海沼委員】 はい。学校とか図書館とかの。

【教育長】 では、庶務課長。

【庶務課長】 アルコール消毒の関係は今総務部のほうが備蓄がございまして、それを学校のほうに配布してるというところで、それに対応しているところです。学校や高齢者施設にはある程度ありますが、若干図書館のほうは今少し足りなくなってきたかなというところです。早めに配布できないか要請はしているところです。手指のアルコール消毒は、普通の手すりですとかを拭くものについては次亜塩素酸ナトリウムのようなものでやれるということですので、学校では基本的にはそちらを使いながら対応しているというところでございます。

【教育長】 学校でも子どもの指導としてはうがい、手洗い。

【海沼委員】 手洗いですね。

【教育長】 せっけんによる手洗いをかなり奨励しているところがありますね。ほかにはいかがでしょうか。

塚田委員どうぞ。

【塚田委員】 そうすると東京都の方針は今週中にかなり明確になってくるということですかね。

【教育長】 庶務課長でいいですか？

【庶務課長】 東京都の考え方は基本的に都立学校の考え方というようなことで出てきます。国がこう言ってますよって、都は都立学校の対応はこういうふうにいたしますというような中身出てきます。これらを踏まえ区立学校の対応は自治体の判断になります。例えば高校ですと通学といっても結局電車使ったりとかそういったちょっと範囲がちょっと違うところもあります。

【塚田委員】 状況が違うということ。

【庶務課長】 若干その辺も加味した中身になってくると思いますけど。区立学校は区立学校として判断はしていきたいと思っております。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 特別支援学校とか高等学校ですと、区立の小中義務とは状況がだいぶ変わってまいりますが。発達段階もあろうかなというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。

富尾委員どうぞ。

【富尾委員】 ちょっと先ほど聞き逃したかもしれないですけど、部活動についてはどうなんでしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 部活動については、春休みに入る前がいわゆる臨時休業という扱いで、そこから春休みに入るというようなことで長い休みになっているわけです。当初の国のほうの見解では臨時休業中については部活動を控えたほうが良いというような話もありまして、今、区では小学生は校庭開放で居場所をつくってはありますけど、中学生がなかなか居場所がないということでした。目標がない中でずっと自宅で勉強というのもつらいだろうということで春休みに入ったら時間は短くなるかもしれないが、昼食は飲食はなし、対外試合は行わないという制限をつけながらも一定程度部活動は認めていたということです。なかなか厳しい状況もありますが、春休みの部活だけはそんな形でやっつけようかなと考

えているところでございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 4月の終わりから5月の半ば過ぎまで中学校、義務教育学校の修学旅行、一番の最盛期だと思うんですね。場所にもよるし、形態にもよるけど、なかなか判断が難しいと思うんですね。ましてや3年、2年ちょっとお金積み立てたとか、いろんなことしてやってきたわけですから。簡単に延期というわけにいかないと思うんですね。そのところの学務課のほうから声が入ってるかどうか。

【教育長】 学務課には移動教室がありますよね。

【菅谷教育長職務代理者】 移動教室か。

【教育長】 庶務課長でいいですか。

【庶務課長】 まさしく先週ですかね、役員校長会のほうでもその話題になりまして、修学旅行も含め、移動教室も含め、その取り扱いをどうするかということで。近いうちにもう一度方針を固めようということで今週か来週早々ぐらいにも一定程度また協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

【教育長】 これはもう職務代理者ご存じのように品川区の中学生だけの課題ではないわけですね。しかも修学旅行の専用列車の活用に関しては全都的な調整の中で動いておりますので、そちらとのまた情報共有も必要になってくるだろうと思っております。

ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それではその他のコロナウイルス対応につきましてはこれで終了いたします。

その他ほかにございますか。

(「ございません」の声あり)

【教育長】 それでは先ほど決定いたしましたとおり、これから非公開の会議を開きたいと思しますので傍聴の方はご退室願います。

— 了 —